

周南市大字須万字堂ノ岡 七八二の一	土砂の流出の防備	立木の伐採の 限度並びに植 栽の方法及び 樹種	今田マスヨ の相続人
九七一	字下長谷	〃	〃
九七一第一	〃	〃	〃
〃	字上長谷	〃	〃
三三四三の一	〃	〃	〃

二 通知の内容を掲示した場所
周南市役所

山口県告示第四百号

漁業災害補償法第百五条第一項第二号口の規定による区域及び区分の設定に関する告示(平成十五年山口県告示第二号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月十九日

山口県知事 山本 繁太郎

表中

宇部岬区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち宇部市(藤曲浦区域、新宇部区域、床並区域)及び東岐波区域の地域を除く)の地域)	1 総トン数十トン未満の漁船により、主として底びき網を使用して営む漁業 2 総トン数十トン未満の漁船により、主として刺網を使用して営む漁業 3 総トン数十トン未満の漁船により、主として建網を使用して営む漁業 4 総トン数十トン未満の漁船により、潜水器を使用して営む漁業 5 1から4までに掲げる漁業以外の漁業
宇部岬区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち宇部市(藤曲浦区域、新宇部区域、床並区域)及び東岐波区域の地域を除く)の地域)	1 総トン数十トン未満の漁船により、主として底びき網を使用して営む漁業 2 総トン数十トン未満の漁船により、主として刺網を使用して営む漁業 3 総トン数十トン未満の漁船により、主として建網を使用して営む漁業 4 総トン数十トン未満の漁船により、潜水器を使用して営む漁業 5 1から4までに掲げる漁業以外の漁業

山口県告示第四百一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、周南都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

- 一 施行者の名称
周南市
- 二 都市計画事業の種類及び名称

平成二十四年十月十九日

山口県知事 山本 繁太郎

に改める。

を

三 周南都市計画公園事業第三百一号周南緑地
事業施行期間
平成元年十二月十二日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地
周南市桜木一丁目、周陽三丁目、五月町、遠石二丁目、遠石三丁目及び大字徳山

山口県告示第四百二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六條第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十四年山口県告示第三百十号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十四年十月十九日

山口県知事 山 本 繁太郎

一 解除に係る区域の名称

上村(一)¹⁰

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第四百三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六條第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十四年十月十九日

山口県知事 山 本 繁太郎

一 区域の名称

上村(一)¹⁰

二 区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第四百四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十四年山口県告示第三百十一号）により指定された区域の全部についての指定を次のとおり解除する。

平成二十四年十月十九日

山口県知事 山 本 繁太郎

一 解除に係る区域の名称

上村(一)¹⁰

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第四百五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八條第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十四年十月十九日

山口県知事 山 本 繁太郎

一 区域の名称

2 総務費	6 防災費	37,106	31,973,977	32,011,083
4 衛生費	4 環境衛生費	5,429	23,769,834	23,775,263
5 労働費	3 失業対策費	121,000	5,071,915	5,192,915
6 農林水産業費	2 畜産業費	121,000	1,629,384	1,750,384
7 商工費	3 観光費	6,862	38,249,876	38,256,738
9 警察費	1 警察管理費	40,000	598,621	605,483
	3 観光費	40,000	78,235,310	78,275,310
	1 警察管理費	5,355	38,572,057	38,577,412
歳出	合計	215,752	697,721,536	697,937,288

平成24年度山口県一般会計補正予算(第3号)

平成24年度山口県の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,312千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ697,945,600千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳入	項 補正額	補正前の額	計
13 繰入金	8,312	44,196	52,508
歳入合計	8,312	44,196	52,508
歳出	項 補正額	補正前の額	計
2 総務費	8,312	32,011,083	32,019,395
歳出合計	8,312	10,405,476	10,413,788
		697,937,288	697,945,600

(四九八) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十四年十月十九日から平成二十五年二月十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業経済部商業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十月十九日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン宇部

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社イズミ

住所

広島市南区京橋町二番二丁目

代表者の氏名

山西 泰明

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前九時	午前八時三〇分
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前八時三〇分から午後一〇時三〇分まで	午前八時から午後一〇時三〇分まで

四 届出年月日

平成二十四年九月七日

五 変更年月日

平成二十四年九月八日

(四九九) 大規模小売店舗立地法第六条第五項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計の変更の届出がありました。

平成二十四年十月十九日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 株式会社エムラ宇部支店
所在地 宇部市常盤町二丁目七番一号
- 二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
一、八三三平方メートル
- 三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
零平方メートル
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
平成二十四年九月十九日

(五〇〇) 岩国都市計画地区計画の決定に係る図書の写しの縦覧

岩国市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による岩国都市計画地区計画の決定に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年十月十九日

山口県知事 山 本 繁太郎

- 一 都市計画の種類及び名称
岩国都市計画地区計画川下地区地区計画
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(五〇一) 岩国都市計画土地地区画整理事業の変更に係る図書の写しの縦覧

岩国市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による岩国都市計画土地地区画整理事業の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年十月十九日

山口県知事 山 本 繁太郎

- 一 都市計画の種類及び名称
岩国都市計画土地地区画整理事業川下地区土地地区画整理事業
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(五〇二) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十四年十月十九日

山口県知事 山 本 繁太郎

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
山陽小野田市大字東高泊字式ノ小洲賀
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
山陽小野田市旭町一丁目八番二七号
林 久芳



山口県公安委員会告示第四十四号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十四年十月十九日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
技能検定員審査（大自二）
- 二 審査の日時及び場所
（一）日時 平成二十四年十一月二十七日（火曜日）午前九時から午後五時十五分まで
（二）場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十四年十月二十九日（月曜日）から同年十一月二日（金曜日）までの午前八

時三十分から午後五時十五分まで
 四 審査申請書の提出先
 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類
 (一) 技能検定員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。))別記様式第一号によること。
 (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
 六 運転免許証の提示
 審査申請書の提出時に、受けよとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。))に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料
 一万四千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千三百円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二千二百円
三 教則の内容となっている事項	二千二百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千二百円
五 技能検定の実施に関する知識	二千二百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千四百五十円

備考
 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査細目

目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百五十円を減ずるものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
 (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査(普通二種)

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成二十四年十一月二十七日(火曜日)午前九時から午後五時十五分まで

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十四年十月二十九日(月曜日)から同年十一月二日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
 (二) 規則第十七条第一項第一号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。))に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

二万八千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万八千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 審査手数料

二万八千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万八千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審 査 細 目	減 ず る 額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千四百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千八百円
三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	三千五百円
四 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千七百円
備 考	
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千五百円を減ずるものとする。	

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

山口県公安委員会告示第四十五号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十四年十月十九日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
教習指導員審査（普通）
- 二 審査の日時及び場所
 - (一) 日時 平成二十四年十一月二十七日（火曜日）午前九時から午後五時十五分まで
 - (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十四年十月二十九日（月曜日）から同年十一月二日（金曜日）までの午前八

時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

- 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万千八百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万千八百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審 査 細 目	減 ず る 額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	二千七百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千四百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千三百円
四 教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識	千二百円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千二百円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千五百五十円
備 考	
普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目に	

ついでに審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百五十円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減するものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査（大自二）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十四年十一月二十七日（火曜日）午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十四年十月二十九日（月曜日）から同年十一月二日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

九千四百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千四百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙は、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千三百円
二 技能教習に必要な教習の技能	千五百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千五百円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千二百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千二百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千五百円

備考

特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五百円を減するものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査（普通二種）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十四年十一月二十七日（火曜日）午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十四年十月二十九日（月曜日）から同年十一月二日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
 - (二) 規則第十七条第一項第一号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 - (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
- 審査申請書の提出時に、受けよととする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万二千八百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千八百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審 査 細 目	減 ず る 額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千四百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千九百円
三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	一千七百円

備考
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千五十円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。



山口県企業管理規程第六号

山口県企業局処務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十四年十月十九日

山口県公営企業管理者職務代理者

山口県企業局長 秋本 泰治

山口県企業局処務規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局処務規程(昭和四十年山口県企業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

2 前項ただし書の場合において、同次長の職にある職員に事故があるとき、又は同次長の職にある職員が欠けたときは、総務課長の職にある職員とする。

別表第三中

課 長 印	山口県企業局課長印	2/	課長(各/2個)	
-------	-----------	----	----------	--

を

課 長 印	山口県企業局課長印	2/	2	課長(各/2個)
管理者職務代理者印	山口県公営企業管理者職務代理者之印	2/4	5	各/個
				西部(利水事務)所長
				小瀬川(工業用水事務)所長
				川南(工業用水事務)所長
				上野(工業用水事務)所長
				佐波川(工業用水事務)所長
				厚東川(工業用水事務)所長

に改める。

附 則
この管理規程は、平成二十四年十月十九日から施行する。

平成二十四年十月十九日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁